

令和4年度 社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会
事業計画書

I. 基本姿勢

昨今の少子高齢化・核家族化など社会構造の変化の中で、子育てや介護をめぐる問題や社会的孤立、生活困窮など、福祉に対するニーズが複雑化、複合化している。

また、それらのニーズに対応するため、幅広い相談援助、社会参加の促進、多様な活動支援について、地域における一体的な充実が求められている。

本会は、これまで、龍ヶ崎市における地域福祉を推進する団体として、長年にわたり多くの関係者やボランティアとの協働により「ふれあい・ささえあい」を基調とした福祉事業を実施してきたところである。

また、自助・共助に基づき、すべての人が、同じ地域で暮らす一員として互いに尊重し合い、助けあい、地域ぐるみで地域の課題を解決する取組みを推進することは、本会が果たすべき大きな役割である。

以上のことを踏まえ、令和4年度においても地域住民や関連機関との連携を深めながら各事業を実施していくものとする。

II. 新規・重点事業（テーマ：防災・こども・まちづくり）

【 防 災 】

災害ボランティアセンターの機能強化

- ・ 災害ボランティアセンターの訓練を実施し、スタッフの熟練度の向上を図る。
- ・ 龍ヶ崎市、青年会議所、防災士会、茨城県社会福祉協議会との会合や研修を通じ、より強固な協力関係を構築する。

【 こ ど も 】

チャイルドシート購入助成対象の拡大

- ・ これまで第二子以降としていた助成対象を第一子目からに拡大する。

青少年ボランティアの育成

- ・ 青少年ボランティアスクールの充実を図る。
- ・ 高校生等の若い層のボランティアの育成を目的として、放課後等の活動の場の設置に向け、学校等との協議・調整を行う。

【 まちづくり 】

地域福祉計画の策定

- ・ 市民や各種団体、行政、社会福祉協議会の協働による福祉のまちづくりを進める基本計画を策定する。

「福祉の店まいりゅう」の新設

- ・ 佐貫西口支所に、障がい者の社会参加と市民との交流を目的とした福祉の店を開設する。

Ⅲ. 実施事業

企画広報事業【自主事業】

1. 広報啓発事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
(1)会員の増強 広報紙やチラシ等の媒体を活用し、本会の活動に対する理解と会費に対する協力を呼びかけるとともに住民自治組織や企業、事業所に対し協力依頼を行う。	令和4年6月
(2)カレンダー作成 本会をPRするための媒体として、令和5年度用カレンダーを作成し、関係機関へ配布する。	令和5年3月
(3)ホームページ等運営 地域福祉活動に対する市民の理解及びボランティア活動への参加促進のため、「しゃきょうだより」と連動してホームページ、SNS等の広報媒体を通して情報の発信、本会のPRを行う。	

2. 社会福祉大会事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
(ボランティア連絡協議会との協働事業) 社会福祉の発展に功績があった個人・団体等を顕彰するため、式典を開催する。併せて、福祉活動に対する多くの市民の意識の高揚と振興を図る。 <内容> 社会福祉功労者表彰、善行青少年表彰、社会福祉事業協力感謝、事例発表、児童・生徒による標語入選作発表等	令和5年3月 大昭ホール龍ヶ崎（龍ヶ崎市文化会館）

ボランティアセンター事業

1. ボランティアセンター運営事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) ボランティアセンター運営</p> <p>① 地域活動の振興を目的とし、ボランティア活動を行う団体に対して、会議、研修、作業を行うためのスペースを提供する。</p> <p>② ボランティアに関する情報を収集し、地域において活動している方や、これから活動を始めようとする方の相談に応じる。また、地区や福祉施設等の要望に応じ、催事における協力者としてボランティアを紹介する。</p> <p>③ 将来発生し得る災害に備えるため、災害ボランティアセンターの開設を想定し、運営訓練や関係機関との協力体制の構築等を進める。 重点</p> <p>④ 使用済み切手・プリペイドカード等の回収箱を各支所・コミュニティセンター等に設置し、収集する。 寄せられた切手等は、換金され、社会貢献事業に役立てられるものであるため、関係機関へ寄付する。</p> <p>(2) 福祉出前講座 福祉活動の普及を目的として、学校や公的機関が実施する福祉学習や各種講座への支援を行う。 ボランティアとの連携により、講師の紹介や学習プランに関する相談に応じる等の支援を行う。 <活動メニュー> 車いす・アイマスクガイド体験、点字、手話、高齢者疑似体験、障がい者疑似体験</p> <p>(3) みんなのボランティア講座 地域におけるボランティア活動の第一歩として、基本的な知識と技術を習得することを目的とし、住民が気軽に参加できる入門的な講座や講演会を開催する。</p>	<p>点訳入門講座</p>

2. ボランティア振興事業 【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) ボランティア連絡協議会活動支援</p> <p>市内の様々な団体で構成される龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会を助成し、協働事業を開催することで、当市のまちづくりにおけるボランティア活動の振興及び市民への啓発を図る。</p> <p><登録団体> 37 団体</p> <p><主な事業> ふれ愛キャンプ、ふれ愛広場、ふれ愛クリスマス、ボランティア研修会、福祉イベント協力、広報紙発行（4 回）、小中学校等が行う福祉学習への講師紹介等</p> <p>(2) ボランティア保険</p> <p>ボランティア登録者が安心して活動するため、ボランティア保険に加入する。また、各地域で自主的に実施される行事に係る保険（全国社会福祉協議会の取扱）の進達を行う。</p>	

3. 青少年ボランティア育成事業 【自主事業】 **重点**

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) ジュニアボランティア育成</p> <p>市内在住・在学の小学校 3 年生から中学生を対象に、ボランティア活動の楽しさや福祉に対する理解を深めることを目的として、参加・体験型の事業を実施する。</p> <p><内容> 福祉体験、防災体験、ふれ愛キャンプ・ふれ愛広場・ふれ愛クリスマスへの参加等</p> <p>(2) 高校生ボランティア育成</p> <p>市内在住・在学している高校生が、ボランティア活動への関心を持ち、福祉に対する理解を深められるよう関係機関との協働によりボランティアスクールを開催する等、ボランティアリーダーの育成に努める。</p> <p><内容> 児童・高齢者福祉施設での体験、ふれ愛キャンプ・ふれ愛クリスマスへの参加等</p>	<p>【ジュニアボランティアスクール】 令和 4 年 7 月～8 月</p> <p>【高校生ボランティアスクール】 令和 4 年 7 月～8 月</p>

ふれあいのまちづくり事業

1. 第3期地域福祉計画の策定【自主事業】 **新規**

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>当市における地域福祉を推進するため、平成21年度に第1期計画を、平成28年度に第2期計画を策定したところである。</p> <p>今後の更なる地域福祉の充実を図るための道標として、新たに「第3期地域福祉計画」を龍ヶ崎市社会福祉課との協働により策定する。</p>	<p>策定期間 令和4年12月</p> <p>計画期間 令和5年1月から 令和12年12月まで (8年間)</p>

2. ふれあいネットワーク事業【自主事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1)小地域活動の振興</p> <p>龍ヶ崎市社会福祉課との協働により策定した「第2期地域福祉計画」を推進するため、各地域の担当職員が住民の自主的な地域福祉活動を支援し、地域のネットワークづくりに努める。併せて、本会及び本会の活動に関するPR活動により認知度向上を図る。</p> <p>(2)イベント用品の貸出</p> <p>地域における福祉活動や住民の自主的な交流活動を支援するため、各種用品の貸出を行う。</p> <p><貸出用品></p> <p>テント、大型鍋類、せいろ、フライヤー、AED、調理・イベント用品等</p>	

3. ふれあい相談サロン事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>市民の様々な相談の窓口として、気軽に利用できる相談所を運営する。</p> <p>また、関係機関との連携により、相談への総合的な対応に努める。</p> <p>(1)心配ごと相談</p> <p><予約> 不要(最終受付は午後4時まで)</p> <p><相談員> 心配ごと相談員</p> <p>(2)法律相談</p> <p><予約> 要(1回につき3名/各45分間)</p> <p><相談員> 弁護士</p>	<p>毎月第1・3火曜日</p> <p>午後1時30分から午後4時30分まで</p> <p>毎月第2・4金曜日</p> <p>午後1時30分から午後3時55分</p>

4. ふれ愛給食サービス事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>ボランティア（調理、宅配）の協力により、市民交流の促進と安否確認を目的として、市内在住の75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し昼食を宅配する。</p> <p><場所> 地域福祉会館 調理室 <利用者> 161人（実登録者数）</p>	<p>月2回実施</p> <p>※新型コロナウイルス感染のリスクを抑えるため、当面の間は月1回実施とする</p>

5. 交流サロンりゅう【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>中央支所との併設により、住民による地域活動の振興や、交流を基調とした互助の醸成を目的として、地域住民が集い、健康づくり、仲間づくり、生きがいをづくりに活用できるサロンを運営する。</p>	<p>月曜日～土曜日 （日曜日、祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで （申請による延長あり）</p>

6. 善意銀行運営事業【自主事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>善意に基づき寄せられた金品の預託・配分を通して、本市における社会福祉活動の振興を図る。</p> <p>預託・配分にあたっては、寄付者の意向に沿って生活困窮者や障がい者、高齢者等の対象者に応じた様々な生活課題に対し、効果的な支援を行う。</p> <p>なお、預託金品の募集については、本市の現状を踏まえ、必要となる支援策を検討しながら市民・団体・企業へ周知していく。</p>	

地域福祉推進事業

1. 生活支援事業【自主事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) 災害見舞金事業</p> <p>龍ヶ崎市、日本赤十字社龍ヶ崎市地区と連携し、火災等の災害にあった世帯に対し見舞金を支給する。</p> <p><見舞金額> 住宅が全壊又は全焼 2万円 住宅が半壊又は半焼、床上浸水 1万円</p>	

<p>(2)交通遺児支援事業 茨城県社会福祉協議会と連携し、交通事故により親を亡くした遺児の小学校、中学校卒業に際し、就学奨励金を支給する。 <支給金額> 8万円（予定額）</p> <p>(3)福祉機器、福祉車両貸出事業 ① 一時的に車椅子や福祉機器（シャワーチェア、四点支持杖等）が必要となった市民に対し、短期間の貸出を行う。 ② 車椅子を使用する者が通院等の移動に際し、福祉車両の貸出を行う。</p> <p>(4)食品の提供（フードバンク） 生活困窮世帯に対する緊急的な支援として、NPO法人フードバンク茨城と連携し食品を提供する。</p>	<p>令和5年3月</p>
--	---------------

2. 生活福祉資金等貸付事業【県社協委託事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1)生活福祉資金貸付事業 低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的な自立、生活意欲の向上、在宅福祉及び社会参加の促進を図る。 なお、当該貸付事業は、実施主体である茨城県社会福祉協議会からの委託により、当市における貸付の申込にかかる進達や世帯への相談支援を行う。</p> <p>①総合支援資金 失業等により一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、就職活動等生活を再建する際に必要となる生活費等の貸付を行う（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）。</p> <p>②福祉資金 日常生活を送る上で、自立生活を資するために、一時的に必要であると見込まれる費用の貸付を行う（福祉費）。 また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に費用の貸付を行う（緊急小口資金）。</p> <p>③教育支援資金 低所得世帯に対し、就学のための資金（教育支援費）や進学時の経費（就学支度費）の貸付を行う。</p>	

<p>④不動産担保型生活資金</p> <p>一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得高齢者世帯に対し、当該不動産を担保とし生活費の貸付を行う。</p> <p>(2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業</p> <p>離職した方を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されている住居のない離職した方に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付け、その自立を支援する。</p>	
--	--

3. 緊急小口貸付金事業【自主事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>昨今の厳しい社会情勢を背景とした雇用環境の悪化や、高齢化社会の進展により被保護者が急増しているため、生活保護費の支給事務が完了されるまでの間において、緊急一時的な小口資金の貸付を行う。</p> <p><貸付限度額> 1世帯につき 2万円まで</p>	

4. 日常生活自立支援事業【県社協委託事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等、判断能力が不十分で親族等の援助が得られない方に対し、福祉サービス利用手続、日常生活の金銭管理や書類等の預かりサービス等を行い、自立した地域生活を送れるよう日常生活を支援する。</p>	

5. 障がい者地域生活支援事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>障がいのある方の地域における生活を支えるため、当市の実情に合わせた各種サービスを実施する。</p> <p>(1) スポーツレクリエーション事業</p> <p>身体、知的、精神に障がいのある方々の社会参加促進を目的とし、スポーツレクリエーション事業への参加を支援する。</p> <p><大会名> 茨城県障害者スポーツ大会（令和4年5月）</p> <p><内容> 競技、レクリエーション</p>	

<p>(2)点字・声の広報等事業</p> <p>視覚に障がいのある方々に対し、福祉技術ボランティアによる広報物等の点訳用紙や音訳CDを盲人用郵便物で郵送することで日常生活を支援する。</p> <p>①点訳</p> <p><協力> 竜ヶ崎市点訳友の会</p> <p><内容> 市広報紙、時刻表、カレンダー等</p> <p>②音訳</p> <p><実施> 龍ヶ崎朗読の会</p> <p><内容> しゃきょうだより・市広報紙、会だより等</p> <p>(3)手話入門講座</p> <p>聴覚障がいに対する理解の促進と、地域におけるボランティアの普及を目的として手話入門講座を開催する。</p>	
---	--

共同募金配分金事業【自主事業】

1. 老人福祉活動事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1)シルバーカー購入助成事業</p> <p>高齢者の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とし、外出時に必要となるシルバーカーを購入した方に対し、費用の一部を助成金として交付する。</p> <p><対象> 市内在住の65歳以上の高齢者</p> <p><助成額> 購入金額の2分の1（助成限度額5千円）</p> <p>(2)ふれ愛会食会事業</p> <p>高齢者の外出への意欲向上と引きこもり防止を目的として会食会を開催し、高齢者とボランティアとの交流を図る。</p> <p><開催> 2回</p> <p><参加者> 給食サービス利用者（地区ごとに招待） 宅配・調理ボランティア、交流ボランティア</p>	

2. 障がい児・者福祉活動事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) ふれ愛キャンプ (ボランティア連絡協議会との協働事業) 障がいのある人もない人もすべて平等という立場で、キャンプを通してふれあい、互いの理解を深めることを目的に開催する。</p>	<p>令和4年8月 龍ヶ崎市森林公園</p>
<p>(2) ふれ愛広場 (ボランティア連絡協議会との協働事業) 障がいのある人もない人もすべて平等の立場で参加できる、文化と福祉を融合させた市民参加の手作りによる福祉まつりを開催する。</p>	<p>令和4年10月 大昭ホール龍ヶ崎（龍ヶ崎市文化会館）、 歴史民俗資料館、中央図書館</p>

3. 児童・青少年福祉活動事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) チャイルドシート等購入助成事業 重点 子育て支援の一環として、乗車中の幼児の安全確保及び経済的負担の軽減を図ることを目的とし、チャイルドシートを購入した世帯に対し、費用の一部を助成金として交付する。 ＜対象＞ 市内在住の未就学児のいる世帯 ＜要件＞ 幼児が使用するために購入した場合 ＜助成額＞ 購入金額の2分の1（助成限度額5千円）</p> <p>(2) 青少年育成事業支援 子ども達が地域において健康で心豊かに成長していけるよう、龍ヶ崎市子ども会連合会の活動を支援する。</p>	

4. 福祉育成・援助活動事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>しゃきょうだより発行 本会の運営状況やボランティア活動、共同募金に関する依頼・報告等について広報活動を行うことで、本会の活動に対する理解と協力、ボランティア活動に対する参加促進を図る。また、地域活動の状況も積極的に掲載し、地域福祉の推進を図る。 ＜発行＞ 年4回 ＜配布＞ 全世帯、公共機関、賛助会員等 ＜内容＞ 地域活動報告、事業案内（利用案内）、ボランティアサークル紹介、ふれ愛レシピ等</p>	<p>令和4年6月、9月 令和5年1月、3月</p>

5. ボランティア活動育成事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
福祉団体やボランティア団体の活動を助成することにより、地域における福祉活動の振興を図る。	

6. 歳末たすけあい事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) ふれ愛クリスマス (ボランティア連絡協議会との協働事業) 障がいのある人もない人もすべて平等という立場で、協働のクリスマスを通してお互いにふれあい、理解を深めることを目的に開催する。</p>	令和4年12月
<p>(2) 歳末ふれ愛訪問事業 年末という一つの節目に、ボランティアの協力によりふれ愛給食サービス利用者に伝統的なお節料理をお届けし、交流によるひとり暮らしの高齢者の心の健康の保持を図る。</p>	令和4年12月
<p>(3) 歳末地域たすけあい助成事業 年末年始において、市民の自主的な地域の助け合い活動や支えあい活動に助成し、やさしさ溢れるふれあいのまちづくりを推進する。</p>	令和4年12月～令和5年1月

いきがい交流事業【自主事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1) 社協会長杯いばらきねんりんスポーツ大会 (ボランティア連絡協議会協力事業) ふるさとふれあい公園の設備を有効に活用し、「いばらきねんりんスポーツ大会」の予選会を兼ねたスポーツ大会を開催する。龍ヶ崎市長寿会連合会、龍ヶ崎市ボランティア連絡協議会の協力及び福祉の店の出店により大会の盛り上げを図る。</p> <p><大会期間> 競技種目毎に4日間の開催 <競技種目> ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、輪投げ <出場者数> 約400人(延べ)</p>	<p>令和4年5月～6月 ふるさとふれあい公園</p>

<p>(2)利用者交流会 長寿会連合会の協力により、施設利用者の交流を目的として実施する。</p>	<p>令和4年12月 総合福祉センター</p>
<p>(3)親子創作教室（絵画） 絵画クラブの協力により、就学児童の家庭を対象に親子参加型の絵画教室を開催する。</p>	<p>令和4年8月 ふるさとふれあい公園</p>
<p>(4)親子創作教室（陶芸） 陶芸クラブの協力により、就学児童の家庭を対象に親子参加型の陶芸教室を開催する。</p>	<p>令和4年7月 ふるさとふれあい公園</p>
<p>(5)季節交流会 施設利用者の参加型イベントとして、施設利用者の交流を目的として実施する。</p>	<p>令和4年12月 ふるさとふれあい公園</p>

在宅福祉サービス事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>高齢や障がいのため日常生活を送る上で支障がある方を支援することを目的に、会員制（利用会員、協力会員）による家事援助等の有償サービスを実施する。</p> <p><内容> 食事の支度、衣類の洗濯・補修、居室の掃除等</p> <p><提供時間> 1回2時間以内で週12時間を限度とする</p> <p><利用料> 1時間あたり650円</p>	<p>月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで</p>

地域ケアシステム推進事業【市委託事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>障がいや加齢等により日常生活上の課題のある方の相談に応じ、一人ひとりの事情に合った継続的な支援を行う。</p> <p>支援にあたっては、横断的、総合的にサービスが利用できるよう地域ケアコーディネーターが保健や福祉の関係者と連携を図る。</p> <p>また、地域住民の福祉への関心や理解の醸成、生活上の様々な課題に対する不安の解消と自助力の高揚を目的として、有識者や経験者等による講座、講演を行う。</p>	<p>【講座、講演会】 令和4年6月、11月、 令和5年2月</p>

元気サロン松葉館運営事業【市委託事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>高齢者の生きがいづくりや健康づくり等を目的とした各種事業を実施するサロンを運営する。</p> <p><事業> はつらつサロン（太極拳、書道、俳句、詩吟、歌、手芸、絵手紙、折り紙、囲碁、いきいきヘルス体操、元気アップ体操、ラージボール卓球、健康マーじゃん、思い出を語ろうかい、ドミノゲーム）、学校との交流</p>	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後4時まで

敬老会事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>永年、地域の発展に寄与された高齢の市民に対し、感謝の意をもって式典を開催し、その長寿を祝う。当市における敬老思想と高齢者福祉に対する意識高揚を図る。</p> <p><対象> 75歳以上の市民 (昭和23年3月31日以前生まれ)</p> <p><内容> 記念式典、芸能発表等</p>	令和4年9月19日(月・祝) 大昭ホール龍ヶ崎(龍ヶ崎市文化会館)

総合福祉センター運営事業【指定管理事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>龍ヶ崎市の指定を受け、指定管理者として龍ヶ崎市総合福祉センターの管理及び運営を行う。高齢者の自立的生活の援助、機能の向上を図ることを目的に各種福祉事業を実施する。</p> <p>1) 高齢者福祉センター事業 高齢者に対して、健康増進、介護予防、教養・趣味活動、レクリエーション等に関することを総合的に供与し、高齢者が健康で明るい生活を送り、生きがいを高めることができるよう、各種事業を実施する。</p> <p><施設> 大浴場、集会室、教養娯楽室、多目的室、ロビー(くつろぎスペース)</p> <p><事業> 相談事業、介護予防事業、趣味教養活動等</p>	月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで

<p>(2)長寿会事業</p> <p>高齢者が、仲間づくりをしながら各種活動を通して地域に貢献し、生きがいを高めることを目的とし実施する。</p> <p><事業></p> <p>長寿大学、高齢者スポーツ大会、健康マージャン交流大会、奉仕作業、高齢者作品展、役員・会員研修等</p>	
--	--

地域福祉会館管理事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>福祉活動の拠点として、龍ヶ崎市地域福祉会館の管理運営を行う。</p> <p><施設></p> <p>相談室、ボランティアセンター、会議室、調理室、録音室</p>	

佐貫西口支所運営事業【市補助事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>(1)サロンの運営</p> <p>福祉のまちづくりの実現に向けて、地域の結びつきと住民の健やかな生活を育むため、地域のボランティア等と協力しながら、地域住民が集い、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの拠点となるサロンを運営する。</p> <p>(2)支所の運営</p> <p>ボランティア活動や地域における福祉活動に関する情報の収集・提供を行い、住民が取組む活動や地域を基盤とした団体の活動を支援する。</p> <p>また、福祉事業や制度の案内、関係機関への橋渡し等の相談業務を行う。</p> <p>(3)住民活動の支援</p> <p>① 住民が気軽に立寄り、交流できるスペースを提供する。</p> <p><施設> 談話室 (1 階)</p> <p>② 住民による地域活動に対して、予約制によりスペースの貸出を行う。</p> <p><施設> 多目的室 (2 階)</p>	<p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時から午後 9 時まで ※事前の利用申請を必要とする</p>

障害福祉サービス事業【自主事業】

1. 障害福祉サービス事業所ひまわり園

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>障害者総合支援法に基づき、茨城県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。在宅の知的に障がいのある方の利用事業所として、個々の能力、特性に応じ、その可能性を十分に伸張することで家庭や地域生活の自立を支援する。</p> <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none">①生活介護事業②自立訓練（生活訓練）事業③就労移行支援事業④就労継続支援B型事業⑤いきいき体操⑥染物教室⑦給食サービス⑧入浴サービス⑨送迎サービス⑩日中一時支援	<p>月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後4時まで</p> <p>※日中一時支援は、</p> <ul style="list-style-type: none">・月曜日～金曜日 午後4時から午後6時まで・土曜日 午前9時から午後4時まで

2. 障害福祉サービス事業所あざみ

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>障害者総合支援法に基づき、茨城県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。在宅の身体に障がいのある方の利用事業所として、身体機能・生活能力の維持向上の訓練や、日常生活の相談支援を行う。</p> <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none">①生活介護（リハビリ訓練含む）②給食サービス③送迎サービス④健康指導⑤口腔ケア支援⑥創作的活動⑦社会適応訓練⑧レクリエーション活動⑨売店実習	<p>月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後4時まで</p>

3. 指定特定相談支援事業

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>障害者総合支援法に基づき、龍ヶ崎市長の指定を受けた障害福祉サービス事業所を運営する。</p> <p>サービス利用に関する相談と計画の作成、障がい児・者の抱える課題の解決、適切なサービス利用のためのケアマネジメント等を行う。</p> <p>さらに、障がい者が自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援に努める。</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

ふるさとふれあい公園運営事業【指定管理事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>龍ヶ崎市の指定を受け、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の管理・運営を行う。市民が自然の中で創作活動やスポーツを楽しむ憩いの場として、利便性の向上に努める。</p> <p><施設> アトリエ和室工作室及び窯室、ゲートボール場、多目的グラウンド、ディスクゴルフ場、グラウンドゴルフ場、野外ステージ、バーベキューエリア等</p>	<p>火曜日～日曜日 (年末年始を除く) 午前9時から午後6時まで ※10～4月は午後5時まで</p>

障がい者自立化支援事業【自主事業】

事業の目的・概要と実施事項	実施時期等
<p>障がいのある方々が販売経験を重ね、市民との交流を深める機会を得るとともに、障がい者福祉に対する理解が一層深まることを期待し、各事業を実施する。</p> <p>(1)福祉の店ひまわり 龍ヶ崎市の森林公園内に設置した物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>(2)Café たつのこ (福祉の店たつのこ) 龍ヶ崎市の総合体育館「ニューライフアリーナ龍ヶ崎(たつのこアリーナ)」内に設置した喫茶コーナー並びに物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p>	<p>火曜日～日曜日 (年末年始を除く) 午前10時から午後3時まで ※夏季期間は午後4時まで</p> <p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後4時まで ※夏季期間は午後6時まで</p>

<p>(3)福祉の店りゅう 中央支所に併設した物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>・福祉の店移動販売 コミュニティセンター等の協力を得ながら移動販売のステーションを開設し、地元農作物や米、持ち運びに不便する日用品等の販売を実施する。また、週2回、米及び日用品の宅配サービスを実施する。</p> <p>(4)福祉の店まいりゅう 新規 佐貫西口支所内に設置した喫茶・物販コーナーの運営により販売実習の場を提供する。</p> <p>(5)福祉の名刺屋さん 市公共機関、民間事業所、個人等から幅広く受注し、専門機材を用いて名刺を作成し販売する。</p>	<p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで</p> <p>販売拠点 10箇所 宅配サービス 毎週火・金曜日</p> <p>令和4年5月 オープン予定</p> <p>月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで</p>
---	--